

「共謀罪」反対 広がる

国民を監視 自由脅かす

しんぶん赤旗 2017年4月5日(水)

政府・与党が6日にも審議入りさせ、今国会で成立を狙う「共謀罪」法案。国民の思想・信条や言論・表現の自由を脅かす希代の悪法に、法律家団体など各界各層の反対の声と行動が急速に広がっています。

学者

「共謀罪」についての専門的な知識から同法案に強く反対しているのが、刑法学者です。葛野尋之一橋大教授、高山佳奈子京大教授ら7人の呼びかけ人が2月1日、「共謀罪」法案提出反対の声明を発表。声明は、「テロ対策」とは関係のない国際条約の締結を口実とする法案提出の欺まん性や、歯止めのない捜査権限乱用の危険を告発しています。同声明には、すでに160人を超える刑法学者が賛同しています。

法学、政治学から自然科学まで幅広い分野の学者が結成し、安保法制＝戦争法の廃止を主張する「立憲デモクラシーの会」も3月15日、「共謀罪法案に反対する声明」を発表しました。

法曹界

法曹界でも反対の声や運動が広がっています。

日本弁護士連合会（日弁連）によると、全国に52ある単位弁護士会のうち47会（3日現在）が共謀罪に反対する声明を出しています。

各地の弁護士会では、共謀罪反対のパレード、街頭宣伝、出前講座、集会、シンポジウムなどを行っています。

日弁連は3月31日、「共謀罪」法案の国会上程に対する会長声明を発表。「全国の弁護士会及び弁護士連合会とともに、市民に対して本法案の危険性を訴えかけ、廃案になるよう全力でとりくむ」と表明しています。

社会文化法律センター、自由法曹団、青年法律家協会弁護士学者合同部会、日本国際法律家協会、日本民主法律家協会、日本労働弁護団で「共謀罪法案に反対する法律家団体連絡会」を結成。2月27日、「憲法違反の共謀罪創設に強く反対する共同声明」を発表しました。同団体は市民とともに集会、宣伝、署名などを行っています。



(写真)「共謀罪」に反対して国会請願デモをする弁護士ら＝3月16日、衆院議員面会所前

市民

「共謀罪」に反対して市民が自主的に立ち上がっています。

「未来のための公共」が毎週金曜日の夜に国会正門前で続けている抗議行動でも、「共謀罪」反対の声があがっています。「共謀罪はいらない」「自由を守れ」のコールをはじめ、「共謀しているかどうかを判断するために、警察が怪しいと勝手に判断した団体や市民は、日常的に監視される」などのスピーチも。国会前では、個人が呼びかける緊急抗議行動もおこなわれています。

若い世代でつくる北海道のユニキタ（UNITE&FIGHT Hokkaido）は、「犯罪の疑いがあればその周辺の人たちまでもが監視対象になる。メールやLINE、SNSものぞかれる。そんな監視社会にNO！」と札幌市内で緊急抗議を実施（3日）。大阪市では市民有志がよびかけて「安倍政権の退陣を求める緊急行動」（3月31日）がおこなわれ、「共謀罪など許せない」の声があがりました。

言論界

文学・文化にかかわる人々でつくる日本ペンクラブ（浅田次郎会長）は7日午後6時半から、イベント「共謀罪は私たちの表現を奪う」を東京都文京区の「文京シビックセンター小ホール」で開きます。閣議決定に抗議し共謀罪とその先に来る監視社会に「NO」を宣言し、ひきつづきインターネットを通じ反対を発信します。2月15日には、反対声明を発表しています。

日本雑誌協会人権・言論特別委員会と日本書籍出版協会出版の自由と責任に関する委員会は連名で3月21日、「内心の自由」「表現の自由」を脅かすとして反対声明を出しました。

日本新聞労働組合連合（新聞労連）は2月23日に反対声明を、日本民間放送労働組合連合会（民放労連）は2月10日に法案の国会提出断念を求める声明、3月21日に閣議決定に抗議する声明を、日本出版労働組合連合会（出版労連）は、2月15日の臨時大会で「成立を断じてゆるしてはなりません」とする特別決議をあげました。



（写真）「共謀罪」などに反対して声をあげる人たち＝3月24日、国会正門前



（写真）「共謀罪」創設に反対し、安倍政権に抗議する人たち＝3月29日、衆院第2議員会館前

共謀罪法案に反対する声明

2017年3月15日
立憲デモクラシーの会



政府は、広範囲にわたる犯罪を計画段階で処罰する「共謀罪」法案（組織的犯罪処罰法

改正案)の今国会での成立を図っている。同法案は、対象とする数が当初案より絞られたとはいえ、277もの罪を対象とするもので、刑事罰の謙抑性の原則(人権を制約しかなない刑事罰は必要最小限にとどめるという原則)や、犯罪行為が既遂の場合に処罰するという原則など、刑事法の基本原則を揺るがしかねないとして、刑事法研究者からも広く、懸念や批判の声があがっている。

政府は、国際的な組織犯罪の防止に関する国連条約(以下「国際的組織犯罪防止条約」という)を批准する上で同法案が不可欠であると説明している。しかし、この条約は、*Convention against Transnational Organized Crime*という英語名からも分かる通り、国境を超える*organized crime*の活動防止を目的とするものである。

*organized crime*とは、マネーロンダリング、違法薬物・銃器の密輸・密売、売春目的での人身取引等の犯罪を、利得を目的として継続的に行う集団を指す(日本で言う「暴力団」、外国で言う「マフィア」)。*organized crime*を「組織的犯罪」と訳すこと自体、妥当性に疑念があるが、277もの罪につき、共同で行う目的を持つ人の集まりを包括的に「組織的犯罪集団」とし、その活動を計画段階で処罰対象とする共謀罪法案と、国際的組織犯罪防止条約とでは、そもそもの趣旨・目的が異なる。各国に立法対応の余地を広く認める条約の文言(*)が、条約の本来の趣旨を超えて、異なる目的のために乱用されている疑いがある。同条約の公式「立法ガイド」も、各国の刑事法の諸原則に基づく法整備を求めるのみで、共謀罪の導入を必須とはしていない。

また、政府は東京オリンピックを控えたテロ対策を、同法案が必要な理由として挙げているが、テロ対策を目的として、爆弾テロ防止条約、人質行為防止条約、航空機不法奪取防止条約等、数多くの条約がすでに締結されており、それらと国際的組織犯罪防止条約とは体系をそもそも異にしている。

以上で述べた通り、国際的組織犯罪防止条約を批准するために、あるいはテロ対策のために、共謀罪法案の成立が必要であるとの政府の説明はきわめて不十分であり、納得のいくものとは言い難い。刑事罰の謙抑性、既遂処罰の原則等の刑事法の基本原則を揺るがしかねないものである以上、なおさら、立法の合理性・必要性は厳密に立証されるべきである。

同法案については、法務大臣の指示で法務省が、正式の法案提出を待って国会で議論すべきだ(つまり、それまでは議論すべきでない)との文書をマスコミ各社に配布した後、撤回・謝罪にいたるなど、政府による説明の内容のみならず、審議に向けた政府の姿勢にも疑問がある。立法の合理性・必要性に深い疑念の残る法案を十分な説明もないまま、数の力で無理やり押し通せば、日本の議会制民主主義に対する国民の信頼をますます損なうこととなる。

*国際的組織犯罪防止条約は、犯罪集団(*organized criminal group*)を、3人以上からなる継続的集団で、4年以上の拘禁刑で処罰されるべき犯罪の実行を目的とし、金銭その他の物質的利益を直接または間接に獲得することを目的とするもの、と広く定義している。

憲法違反の共謀罪創設に強く反対する共同声明

2017年2月27日

共謀罪法案に反対する法律家団体連絡会

| | | |
|------------------|------|------|
| 社会文化法律センター | 代表理事 | 宮里邦雄 |
| 自由法曹団 | 団長 | 荒井新二 |
| 青年法律家協会弁護士学者合同部会 | 議長 | 原和良 |
| 日本国際法律家協会 | 会長 | 大熊政一 |
| 日本民主法律家協会 | 理事長 | 森英樹 |
| 日本労働弁護団 | 会長 | 徳住賢治 |

安倍政権は、過去3度世論の強い批判により廃案となった共謀罪法案を、「テロ等準備罪」と呼ぶなどの粉飾を施し、4たび国会に提出しようとしているが、私たち法律家は、以下の理由により、同法案の国会提出に強く反対する。

共謀罪は、「犯罪についての話し合い」があったとみなされただけで、独立の犯罪の成立を認め、処罰しようとするものであり、国家刑罰権の著しい強化を狙うものである。

国家刑罰権は、国家権力が強制的に国民の生命・自由を奪うものであるから、努めて謙抑的に行使されねばならず、また、何が犯罪であり何が犯罪でないかが法律により明確に定められなければならない（罪刑法定主義）。このような近代刑法の大原則に基づき、我が国の刑事法体系では、犯罪は既遂処罰を原則とし、例外的に一部の犯罪について未遂や予備を処罰対象とし、意思や内心は処罰の対象としていない（行為原則・侵害原則）。ところが共謀罪は、予備にも達しない、極めてあいまいな「話し合い」があったと国家権力が認めた時点で犯罪が成立し、そのあと何もしなくても、仮に犯罪を断念したとしても処罰の対象とする点で、恣意的な権力行使を著しく容易にし、市民の内心の自由、正当な言論・表現を侵害し、適正手続原則に違反する危険が極めて高い。したがって、共謀罪法案は憲法19条、21条、31条に違反する法案である。

政府は、提出を検討中の法案は、話し合いだけでなく「準備行為」も要件とし、処罰対象を「組織的犯罪集団」に限るから一般市民は対象とならないなどと弁明してきた。しかし、過去の国会答弁では銀行でお金を下すという何ら危険でない行為も「準備行為」にあたり（2006年）、先日法務省は、もともと正当な活動をしていたと認められる団体も、その目的が「犯罪を実行することにある団体」に一変したと認められる場合には「組織的犯罪集団」に当たるとの見解を公表した（2月16日）。すなわち、初めて「座り込みをしよう」と話し合った市民団体は、それだけで組織的威力業務妨害罪を目的とする組織的犯罪集団とみなされる可能性がある。さらに言えば、提出される法案では、2人以上が話し合いをしただけで「集団」とされる可能性も高い。

まさに一般市民の活動が狙い撃ちされる危険が極めて高い法案である。

政府は、共謀罪法案は「テロ防止」目的の法案であり、「テロ防止」を目的とする国際組織犯罪防止条約を批准するために共謀罪を成立させることが不可欠であるなどと述べるが、これは二重三重に国民を騙すものである。

まず国際組織犯罪防止条約は「テロ防止」目的の条約ではない。同条約は、「金銭的利益その他の物質的利益を直接又は間接に得るため」（5条）のマフィアなどの越境的犯罪集団の犯罪を防止するための条約である。そのことは、国連の立法ガイドで「目標が純粋に非物質的利益にあるテロリストグループや暴動グループは原則として組織的な犯罪集団に含まれない」と明記されていることから明らかである（26項）。

また、共謀罪を創設しなくても同条約は批准できる。同条約中には長期4年以上の犯罪についての共謀罪又は参加罪の立法を義務付けているかのような文言があるが、国連の立法ガイドは「共謀罪や参加罪などの法的概念を持たない国においては、これらの概念を強制することなく、組織的犯罪集団に対する実効的な措置をとることも条約上認められる」（51項）と明記しているのである。

そもそも我が国は、ハイジャック防止条約、シージャック防止条約等、テロ防止のための国連の主要13条約をすでに批准して国内法化も完了しており、これらに加え「テロ」を検挙・処罰するための法律も多数整備されており、「テロ防止」のためには現行法で十分である。また、「テロ」は単独で行われる場合もあるが、共謀罪は単独犯には適用できない。「テロ」と無縁の多くの犯罪について共謀罪を制定するという的外れの対策で、「テロ防止」ができると考えることの方が危険である。

市民の「テロ」に対する不安に便乗して共謀罪成立を強行することは許されるものではない。

政府はこれまで、長期4年以上のあらゆる犯罪（676と言われている）についての共謀罪を創設しなければ条約を批准できないとしてきたが、国民の強い批判を受け、対象犯罪を277とする方針をとったと伝えられている。

しかし対象犯罪を277に絞っても、これだけの数の犯罪について当局が2人以上の「話し合い」とわずかな「準備行為」があると認めれば関係者を一網打尽にできる共謀罪の危険性は、戦前に猛威を振るった治安維持法をはるかに上回るものである。また、長期4年以上の全犯罪を対象としなくても条約の批准が可能だというならば、政府のこれまでの議論の前提は崩れており、共謀罪を成立させなくても国内法は整備済みであるとして、条約を批准できるはずである。

政府の説明は完全に破綻している。それにもかかわらず政府が共謀罪の成立に固執する目的は、「テロ防止」や「条約の批准」以外の、市民の監視、市民運動などの弾圧にあるとしか考えられない。

2016年5月、刑事訴訟法等の一部を改正する法律が成立し、盗聴法（通信傍受法）の対象犯罪の大幅な拡大と手続の緩和、他人の犯罪を証言することにより自己の犯罪を免れることができる司法取引の導入など、捜査権限が格段に拡大強化された。

共謀罪の犯罪構成要件は「話し合い」であるから、電話やメールなどによる「話し合い」を立証しなければ強制捜査も公判維持も不可能である。従って、仮に共謀罪が成立したならば、情報収集目的で市民を監視する警察活動がますます強化され、その中で別件盗聴も行われ、盗聴法の対象犯罪に共謀罪を含める法改正や、部屋に盗聴器を仕掛ける「会話傍

受」の法制化も企てられるであろう。現に法務大臣は、共謀罪を通信傍受の対象とすることは将来の検討課題だと認めている。司法取引・密告により「共謀」を立証することも行われるようになり、共謀罪の冤罪事件が大量に発生する危険性も現実味を帯びている。

4度目の共謀罪法案について、政府は過去3度の法案より要件を厳格にするなどと言うが、新設され強化された捜査手段とあいまって、むしろ過去の法案よりも人権侵害の危険性は飛躍的に高まっている。

戦争への道を突き進み、憲法9条の改悪を企む安倍政権は、これに対抗する巨大な市民・野党の共同の運動が生まれたことに脅威を感じ、運動の弾圧を狙い、批准予定の国連条約が目的としていない「テロ防止」など嘘に嘘を重ねて共謀罪を強行に成立させようとしている。共謀罪はまさに現代の治安維持法である。この認識の下に、私たち法律家は広範な市民と手を携え、共謀罪の成立を阻む闘いに全力を尽くす決意である。

日本ペンクラブ声明 「共謀罪に反対する」

共謀罪によってあなたの生活は監視され、
共謀罪によってあなたがテロリストに仕立てられる。

私たちは共謀罪の新設に反対します。

私たち日本ペンクラブは、いま国会で審議が進む「共謀罪（「テロ等組織犯罪準備罪）」の新設に強く反対する。過去の法案に対しても、全く不要であるばかりか、社会の基盤を壊すものとして私たちは反対してきたが、法案の本質が全く変わらない以上、その姿勢に微塵の違いもない。

過去に3度国会に上程され、いずれも廃案となった法案同様、いま準備されている共謀罪は、事前に相談すると見なされただけでも処罰するとしている。これは、人の心の中に手をつ込み、憲法で絶対的に保障されている「内心の自由（思想信条の自由）」を侵害するものに他ならない。結果として、表現の自由、集会・結社の自由など自分の意思を表明する、あるいは表明しない自由が根本から奪われてしまう。

しかも、現行法で、十分なテロ対策が可能であるにもかかわらず、共謀罪を新設しなければ東京オリンピックを開催できないというのは、オリンピックを人質にとった詭弁であり、オリンピックの政治的利用である。

このような法案を強引に成立させようとする政府の姿勢を許すわけにはいかない。
法案の成立を断固阻止すべきである。

2017年2月15日

会長 浅田次郎

一般社団法人日本ペンクラブ
言論表現委員長 山田健太